

平成27年6月30日

横浜市長 林 文子 様

特定非営利活動法人

神奈川子ども未来ファンド

理事長 山崎美貴子

特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告
にかかる改善措置の実施について（報告）

このたびは、行政として市民活動を推進されている貴市をはじめ、特に当法人の活動を支えてくださっている方々や多くの市民の皆様との、これまで築いてきた「信頼と安心」を大きく失墜させてしまいました。当法人としては、標記の改善勧告を受けて、組織全体で勧告内容の一つひとつを情報共有し、御指摘の各項目や組織運営等について、役員を中心として具体的な改善策とその実施等について取組んでまいりました。

つきましては、次のとおり改善措置を行いましたので報告いたします。なお、今後も引き続き所要の改善を行い、不正行為を二度と起こさない組織運営を行うとともに、早急に関係者や市民との信頼回復に努める所存でございます。

1 経理の基準に関する改善について（法第45条第1項第3号）

当法人においては、長期に亘り経理担当職員の不正行為が発生したにも拘らず、平成25年度の決算手続きにおいても発見されず、平成26年10月に至り、他のNPO法人の横領事件をきっかけに発覚するという事態が発生してしまいました。

その結果、当法人の会計帳簿においては、経理担当職員による不正行為が原因となった資産の減少等について記録がなされておらず、認定基準に違反する状態となっております。

このたび、平成26年度の決算にあたり、銀行口座や会計帳簿等の調査を行い、発生主義に基づく会計処理を行いました。具体的には、① 経理担当職員によって引き出された8,151,406円を業務上横領による損害額として計上するとともに、損害賠償請求権として同額を計上しました。② 同じく経理担当職員による不明な入金2,870,000円がありましたが、これに関しては負債勘定仮受金として処理しその内容が明らかとなり次第、適正な勘定科目等に仕訳を行うこととしました。

2 法令違反に関する改善について（法第45条第1項第7号）

元経理担当職員による不正行為を長期に亘り見過ごしていたため、平成25年度の決算書類（貸借対照表、財産目録）において、横浜銀行関内支店普通預金（特別会計



口座) の実際の残高が 306,961 円であるにもかかわらず、7,082,655 円と計上されていました。

これについて、上記 1 のとおり改善措置をとり、平成 26 年度の決算書類においては、貸借対照表及び財産目録において、元職員未収金として損害賠償請求権に関する 8,151,406 円を計上し、不明な入金 2,870,000 円について仮受金として計上しました。

これにより、平成 26 年度の決算書は法人の資産、負債及び資本の真実な内容を明瞭に表示し、総会においても承認され、所轄庁に提出いたします。

(別添 1 平成 26 年度活動計算書、貸借対照表、財産目録)

3 監事職務の遵守に関する改善について (法第 18 条)

監事職務を確実に理解し遂行するため、次の項目を行ったうえで、平成 26 年度の業務執行及び財産状況の監査を適正に実施し改善を図りました。

- (1) 理事、監事及び事務局職員全員を対象とした監査業務の研修を実施し、監査業務に関する重要性を認識しました。
- (2) また、認識を深めるため、「NPO 法人の監事の監査チェックリスト」により模擬監査を実施しました。

4 法人の組織運営体制について

組織運営について、意思決定や経理に関する明文規定がなく、責任体制も不十分であったため、次の項目を改善し再発の防止を図ります。

- (1) 役員担当業務表に基づき役員分担を明確にするとともに、役員の責任に基づく事業推進と運営管理に関する進捗管理を理事長が自ら行うこととしました。
- (2) 組織や事業に関わる重要な事項について、役職員が権限に基づいて業務を執行することを目的に、決裁及び委任マニュアルを制定し決裁権限に基づく体制を整えました。
- (3) 今回の不祥事は、事務職員交替や役員変更に伴い一人の職員のみが業務情報とその処理を独占していたことも一因である。このような状況を防止し、役員相互の情報共有促進と運営管理の継続性、安定性を確保するため、コンピュータの記憶媒体を含めた文書管理マニュアルを制定しました。
- (4) 経理規程の制定、現金等取扱マニュアルの一部改正を行い、不適切な処理を防止する措置をとりました。なお、現金等取扱マニュアル (平成 26 年 12 月 25 日制定) に基づき、現金出納の組織的牽制作用を働かせるため、キャッシュカードの廃止、銀行印と預金通帳の分離保管を実施しました。また、責任者による現金出納帳や預金出納帳の確認を行うとともに、領収書保管を徹底します。
- (5) 今後、7 月以降経理担当職員の研修により、会計、経理事務の正確性を高めること、また、理事会への研修報告を通して経理・会計部門の重要性を組織として情報共有し

ます。

- (6) なお、監査体制を充実するため、平成27年度通常総会において、税理士である細野理事が退任のうえ、監事に就任する提案について承認されました。

5 消失資産への対応について

- (1) 財産目録記載の損害賠償請求額（元職員からの資金回収）について、担当弁護士と協議しながら引き続き回収に努力します。また、刑事告発に基づく警察署の動向についても捜査協力のうえ、注視します。
- (2) 市民からの寄付金を上記消失資産の補てんに充てないことを基本認識として、平成27年度事業計画の各事業の考察を重ねます。
- (3) 消失資産に相当する金額については、当法人の役員、支援者から事業継続を念頭に合計900万円を超える金額が集まっています。

6 今後の改善計画について

「第三者評価委員会」報告（4月27日）を受けて、当法人役員自らの反省に基づく再建へ向けて、寄付者、会員、運営委員、助成団体等を構成員とし、再発防止と再建に係る取組について、意見をいただくための「自己点検自己評価委員会」を6月26日に設置し第1回委員会を開催しました。この自己点検自己評価委員会での御意見を踏まえ再建計画を策定し、事業再開と時期を判断します。

(別添2 自己点検自己評価委員会設置要綱)

2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)
 特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド 活動計算書(統括表)

経常収益

科目	予算	一般会計	特別会計	決算	一般会計	特別会計	内訳
1 受取会費 (会員募集事業)	2,710,000	1,260,000	0	1,016,840	726,000	0	1)正会員会費(1口10,000円)・入会金(2,000円) 2)準会員会費(1口3,000円)
		600,000	0		114,000	0	
		187,500	562,500		38,750	116,250	3)子ども応援会員会費(1口5,000円)
		100,000	0		21,840	0	ファンド支援会費
2 受取寄付金 (寄付の募集事業)	5,000,000	1,125,000	3,375,000	2,118,837	529,710	1,589,127	職域募金、企業寄付、定期定額寄付等
		500,000	0		0	0	子ども未来ファンドの運営基盤を支える寄付金
		0	0		0	0	現物寄付
3 受取助成金 (NPO助成事業)	70,000	0	0	170,000	0	0	1)NPO助成事業
		70,000	0		170,000	0	2)他組織の助成
4 事業収益							
①公演・講演会事業	5,370,000	3,000,000	0	5,848,456	3,575,192	0	1)朗読劇チケット収入
		1,706,250	663,750		2,273,264	0	2)朗読劇協賛金・助成金
		0	0		0	0	3)講座事業、講師・委員会等
②ネットワーク事業	100,000	100,000	0	0	0	0	企業とNPOの連携促進事業等
③広報事業	0	0	0	0	0	0	
④10周年記念事業	100,000	0	0	578	0	0	1)助成金収入 連合神奈川、コープ、グリーン基金
		100,000	0		578	0	2)販売収入 ダイジェスト版100部、本編150部
		0	0		0	0	3)助成贈呈式(寄付金・交流会収入)
⑤その他事業収入	0	0	0	276,063	276,063	0	事業収入・講師謝金収入
5 その他収益	500	500	0	226,801	244	0	利息等
		0	0		226,557	0	雑収入(ビール券売却収入他)
6 役員等負担金	0	0	0	3,900,000	3,900,000	0	理事等10人より運営基盤を支える為の拠出金
7 特別繰入金収入	500,000	0	500,000	0	0	0	一般会計より特別会計へ、特別繰入金
経常収益計	13,850,500	8,749,250	5,101,250	13,557,575	11,852,198	1,705,377	

経常費用

単位:円

科目	予算	一般会計	特別会計	決算	一般会計	特別会計	内訳
1 事業費	10,995,000	7,345,000	3,650,000	7,617,752	7,617,752	0	
①助成金支出	2,200,000	0	2,200,000	0	0	0	2014年度助成 ※標記を会計年度に変更
②事業人件費	3,000,000	2,200,000	800,000	3,055,420	3,055,420	0	
③事業経費	5,795,000	10,000	0	4,562,332	0	0	1)会員募集
		100,000	0		7,395	0	2)寄付の募集事業
		0	200,000		0	0	3)NPO助成事業(ファンド助成)助成報告会資料代は10周年事業へ計上
		0	0		0	0	他組織の助成
		4,985,000	0		4,272,178	0	4)公演・講演会事業(朗読劇)
		0	0		0	0	公演・講演会事業(講座事業)
		0	0		0	0	公演・講演会事業(講師・委員会等)
		50,000	0		0	0	5)ネットワーク事業(企業とNPOの連携促進事業等)
		0	0		0	0	6)調査研究事業
		0	450,000		282,759	0	7)広報事業(「ハズトハズ」2回メールマガジン)
		0	0		0	0	8)インターン受入れ
		0	0		0	0	9)10周年記念事業
2 管理費	2,462,600	2,412,600	50,000	2,455,914	2,455,914	0	
①人件費	600,000	600,000	0	180,000	180,000	0	事務局職員人件費
②法定福利費	200,000	200,000	0	22,457	22,457	0	
③交通費	540,000	540,000	0	560,825	560,825	0	事務局支援者交通費・事務局職員活動交通費
④家賃支出	535,200	535,200	0	526,992	526,992	0	事務所家賃
⑤光熱費	50,400	50,400	0	45,480	45,480	0	事務所電気代
⑥会議費	15,000	15,000	0	160,157	160,157	0	会議室利用料ほか
⑦通信運搬費	168,000	168,000	0	333,069	333,069	0	送料、電話、インターネット利用料、手数料等
⑧印刷製本費	70,000	20,000	50,000	0	0	0	団体パンフレット・会議資料印刷など
⑨消耗品費	96,000	96,000	0	129,864	129,864	0	
⑩備品費	70,000	70,000	0	21,206	21,206	0	
⑪租税公課	78,000	78,000	0	75,443	75,443	0	法人市県民税70,000円
⑫雑費	40,000	40,000	0	400,421	400,421	0	弁護士・公証人等費用、会費
3 繰入金支出	500,000	500,000	0	0	0	0	
①特別繰入金支出	500,000	500,000	0	0	0	0	
4 予備費	0	0	0	0	0	0	
①予備費	0	0	0	0	0	0	
経常費用計	13,957,600	10,257,600	3,700,000	10,073,666	10,073,666	0	
当期経常増減額	-107,100	-1,508,350	1,401,250	3,483,909	1,778,532	1,705,377	
経常外収益							
損害賠償請求権計上益	0	0	0	8,151,406	8,151,406	0	損害賠償請求額
経常外費用							
業務上損額による損害額	0	0	0	8,151,406	8,151,406	0	業務上損額による損害額
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	-107,100	-1,508,350	1,401,250	3,483,909	1,778,532	1,705,377	
前期繰越正味財産額	5,014,340	-654,245	5,668,585	5,014,340	-654,245	5,668,585	
次期繰越正味財産額	4,907,240	-2,162,595	7,069,835	8,498,249	1,124,287	7,373,962	

2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)
 特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド 活動計算書(一般会計)

経常収益

単位:円

科目	予算	決算	比較増減	内訳
1 受取会費 (会員募集事業)	2,147,500	900,590	-1,246,910	1)正会員(80口) 726,000 2)準会員(100口) 114,000 3)子ども応援会員(90口) 38,750 ファンド支援会費 21,840
2 受取寄付金 (寄付の募集事業)	1,625,000	529,710	-1,095,290	職域募金、企業寄付、定期定額寄付等 529,710 子ども未来ファンドの運営基盤を支える寄付金 0 現物寄付 0
3 受取助成金 (NPO助成事業)	70,000	170,000	100,000	1)NPO助成事業 0 2)他組織の助成 170,000
4 事業収益				
①公演・講演会事業	4,706,250	5,848,456	1,142,206	1)朗読劇チケット収入 3,575,192 朗読劇協賛金収入・寄付金収入・助成金 2,273,264 講座事業、講師・委員会等 0
②ネットワーク事業	100,000	0	-100,000	企業とNPOの連携促進事業等 0
③広報事業	0	0	0	0
④10周年記念事業	100,000	578	-99,422	578
⑤その他事業収入	0	276,063	276,063	276,063
5 その他収益	500	226,801	226,301	利息等 244 ビール券売却収入他 226,557
6 役員等負担金	0	3,900,000	3,900,000	理事等10人より運営基盤を支える為の拠出金 3,900,000
7 特別繰入金収入	0	0	0	
経常収益計	8,749,250	11,852,198	3,102,948	

経常費用

単位:円

科目	予算	決算	比較増減	内訳
1 事業費	7,345,000	7,617,752	-272,752	
① 事業人件費	2,200,000	3,055,420	-855,420	
② 事業経費	5,145,000	4,562,332	582,668	1)会員募集 0 2)寄付の募集事業 7,395 3)NPO助成事業(ファンド助成) 0 3)他組織の助成 0 4)公演・講演会事業(朗読劇) 4,272,178 4)公演・講演会事業(講座事業) 0 4)公演・講演会事業(講師・委員会等) 0 5)ネットワーク事業(企業とNPOの連携促進事業等) 0 6)調査研究事業 0 7)広報事業 282,759 8)インターン受入れ 0 9)10周年記念事業 0
2 管理費	2,412,600	2,455,914	43,314	
1 人件費	600,000	180,000	-420,000	事務局職員人件費
2 法定福利費	200,000	22,457	-177,543	
3 交通費	540,000	560,825	20,825	通勤交通費、事務局支援者交通費
4 賃賃料	535,200	526,992	-8,208	事務局家賃
5 光熱費	50,400	45,480	-4,920	事務局電気料
6 会議費	15,000	160,157	145,157	会議室利用料ほか
7 通信運搬費	168,000	333,069	165,069	送料、電話、インターネット利用料、手数料等
8 印刷製本費	20,000	0	-20,000	団体パンフレット・会議資料印刷など
9 消耗品費	96,000	129,864	33,864	
10 備品費	70,000	21,206	-48,794	パソコン
11 租税公課	78,000	75,443	-2,557	法人税等を含む
12 雑費	40,000	400,421	360,421	シーズ、日本NPOセンター、アリスセンター会費を含む
4 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
5 繰入金支出	500,000	0	0	
①特別繰出金支出	500,000	0	0	
経常費用計	10,257,600	10,073,666	-183,934	
当期経常増減額	-1,508,350	1,778,532	3,286,882	
経常外収益				
損害賠償請求権計上益	0	8,151,406	8,151,406	損害賠償請求額
経常外費用				
業務上横領による損害額	0	8,151,406	8,151,406	業務上横領による損害額
当期経常外増減額	0	0	0	
当期正味財産増減額	-1,508,350	1,778,532	3,286,882	
前期繰越正味財産額	-654,245	-654,245	0	
次年度繰越金(D)	-2,162,595	1,124,287	3,286,882	

注記)元職員による業務上横領による損害額を損害賠償請求権及び損害額として計上しています。

2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド活動計算書(特別会計)

【経常収益】

単位:円

科目	予算	決算	比較増減	備考
1会費収入	562,500	116,250	-446,250	子ども応援会員会費の75%
2寄付金収入	3,375,000	1,589,127	-1,785,873	職域募金、企業寄付、定期定額寄付等の75%
3公演事業収入	663,750	0	-663,750	朗読劇事業等に関する協賛金からの繰入金
4特別繰入金収入	500,000	0	-500,000	一般会計より特別会計へ(特別繰出金の戻入)
経常収益計	5,101,250	1,705,377	-3,395,873	

【経常費用】

単位:円

科目	予算案	決算額	比較増減	備考
1 助成金支出	2,200,000	0	-2,200,000	2014年度助成 ※標記を会計年度に変更
2 事業人件費支出	800,000	0	-800,000	
3 助成事業支出	200,000	0	-200,000	神奈川子ども未来ファンド助成公募、選考、報告会等
4 広報事業支出	450,000	0	-450,000	子ども・若者支援、子育て支援NPOに関する情報発信
5 10周事業	0	0	0	
6 印刷製本費	50,000	0	-50,000	
経常費用計(C)	3,700,000	0	-3,700,000	
当期正味財産増減額	1,401,250	1,705,377	304,127	
前期繰越正味財産額	5,668,585	5,668,585	0	
次期繰越正味財産額	7,069,835	7,373,962	304,127	

(参考)

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド 助成原資額残高

年月日	金額(円)	備考
2003年4月16日	2,675,697	神奈川子ども未来ファンド設立準備委員会より寄付
2004年3月31日	1,851,209	決算額
2005年3月31日	2,560,569	決算額
2006年3月31日	2,933,994	決算額
2007年3月31日	4,175,203	決算額
2008年3月31日	6,974,089	決算額
2009年3月31日	8,661,413	決算額
2010年3月31日	5,406,069	決算額
2011年3月31日	7,144,057	決算額
2012年3月31日	7,830,514	決算額
2013年3月31日	7,523,162	決算額
2014年3月31日	6,420,472	決算額
2015年3月31日	7,373,962	決算額 (現状助成原資額残高1,705,377円)

貸借対照表

2015年3月31日現在

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

(単位:円)

区分	科目	小科目	大科目
1.資産の部			
流動資産	現金	19,087	
	郵便振替貯金	657,003	
	普通預金	2,623,289	
	普通預金 (特別会計口座)	971	
	商品券(イオンカード)	0	
	元職員未収入金	8,151,406	
	流動資産合計		11,451,756
固定資産	敷金	118,989	
	固定資産合計		118,989
	資産合計		11,570,745
2.負債の部			
流動負債	未払金	35,410	
	源泉税預り金	33,811	
	謝金源泉預り金	5,012	
	雇用保険預り金	6,326	
	仮受金	2,874,000	
	その他預り金	117,937	
	流動負債合計		3,072,496
固定負債	固定負債合計		0
	負債合計		3,072,496
3.正味財産の部			
	前期繰越正味財産額		5,014,340
	(当期正味財産増減額)		3,483,909
	次期繰越正味財産額		8,498,249
	正味財産合計		8,498,249
	負債及び正味財産合計		11,570,745

注記) 元職員未収入金は、損害賠償請求権によるものです。
仮受金は、元職員による不明な入金を計上しています。

財産目録

2015年3月31日現在

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

(単位:円)

	科目	内容	金額	
資産の部				
1.流動資産	現金	手許現金		19,087
	郵便振替貯金	郵便振替口座	42,003	
		郵便振替口座(朗読劇口)	615,000	
	小計			657,003
	普通預金	中央労働金庫 横浜支店	122,841	
		川崎信用金庫 本店営業部	361	
		横浜信用金庫 本店営業部	436	
		横浜信用金庫 本店営業部(助成金口)	12	
		横浜銀行 関内支店	1,236,473	
		横浜銀行 関内支店	234,722	
		みずほ銀行 横浜支店	920,006	
		東京三菱UFJ銀行 横浜支店	108,438	
	小計			2,623,289
	普通預金	横浜銀行 関内支店(特別会計口座)		971
元職員未収入金	損害賠償請求権		8,151,406	
流動資産合計			11,451,756	
固定資産合計	事務所敷金		118,989	
資産合計			11,570,745	
負債の部				
2.固定負債	未払金		35,410	
	源泉税預り金		33,811	
	謝金源泉預り金		5,012	
	雇用保険預り金		6,326	
	仮受金		2,874,000	
	その他預り金		117,937	
	流動負債合計			3,072,496
固定負債合計		0	0	
負債合計			3,072,496	
正味財産				8,498,249

注記) 仮受金は、元職員による不明な入金を計上しています。

神奈川子ども未来ファンド自己点検自己評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 神奈川子ども未来ファンド（以下「ファンド」という。）は、ファンドにおいて発生した横領事件の再発を防止し、ファンドの再建に向けてファンドに係わる 寄付者・会員・運営委員・選考委員・助成団体等からファンドの再建にかかわる取組みについて意見をいただくため、神奈川子ども未来ファンド自己点検自己評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ファンドの横領事件後の再建の取組みについて、意見交換及び検討を行い、その検討結果を理事会に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、ファンドに係わる関係者からファンドの理事長が委嘱する。

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日からファンド理事会へ提言の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、ファンド理事長が務める。

2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

4 会議は、委員長の了解を得て傍聴することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、ファンドにおいて処理する。

(委任)

第10条 この設置要綱定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2015年6月26日から施行する。

市市活第 289 号
平成 27 年 5 月 29 日

横浜市中区新港二丁目 2 番 1 号
横浜ワールドポーターズ 6 階 NPO スクエア
特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド
理事長 山崎美貴子 様

横浜市長 林 文子



特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンドにおける
不適正な経理の改善について（勧告）

貴法人は、平成 26 年 3 月 25 日付横浜市市市活指令第 506 号により横浜市長から認定を受けているところですが、平成 27 年 1 月 13 日付市市活第 1598 号の回答として貴法人から提出された報告書によると、平成 25 年 6 月から平成 26 年 9 月までの長期間にわたり経理担当職員による不正行為が発生し約 720 万円の資金が消失したことが明らかになりました。

この報告を受け、横浜市は貴法人に対し、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 64 条第 1 項に基づき、平成 27 年 2 月 27 日付で報告を求め、平成 27 年 3 月 20 日に報告書を受理し、また平成 27 年 3 月 25 日に法人事務所への立入検査を実施したところ、次のような事実が明らかになりました。

- ・法人には、意思決定や経理に関する明文化された規定はなく、経理事務に関する権限や責任が曖昧な中で、不正行為を行った経理担当職員が単独で、現金や預金の管理や出納事務を行っていたこと。
- ・理事においては、日常、定期的に現金残高や通帳残高と帳簿の確認を行うことはなく、決算期においても、事務局が作成した決算書類を確認するのみで、帳簿と通帳原本、金融機関発行の残高証明書との照合は行っていなかったこと。
- ・平成 25 年度会計の監査においては、2 名の監事は決算書類の点検を行ったものの、通帳や残高証明書との照合等、実質的な財産状況の確認を行わず、一連の不正行為を発見することができなかったこと。
- ・これらの結果、長期にわたり不正行為が見過ごされ、真実、明瞭な内容を記録するはずの法人の会計帳簿においては、数十回にわたり引き出された預金の減少についての記録がなく、一部に虚偽の記載があり、また、すでに総会で承認され横浜市にも提出されている平成 25 年度の決算書類（貸借対照表、財産目録）については、誤った内容であること。

これらは、法第 27 条で規定する会計の原則に違反し、法第 45 条第 1 項第 3 号及び 7 号の認定の基準に適合しない状況であるとともに、法第 18 条で規定する監事の職務については、実態を伴わない不適正な状況です。意思決定や経理に関する明確な規定がない中、自らの経営責任を果たさず、特定の事務局職員に経理事務を任せきりにし、こうした事態を招いた理事、監事の責任は大きいと言わざるを得ません。

また、事件が発覚した後の対応においても、その情報を市民に公表するまでにあまりにも時間がかかったこと等、情報公開や透明性が求められる認定特定非営利活動法人の運営として、きわめて不適正な状況も明らかになりました。

そこで、横浜市としては、貴法人は、法第 67 条第 2 項第 1 号に該当すると判断し、法第 65 条第 1 項に基づき、次の措置を採るよう勧告します。貴法人においては、認定特定非営利活動法人としての市民からの信頼を損ねた事実を重く受け止め、速やかな改善措置を行うよう強く求めます。

なお、貴法人において、正当な理由がなく、この勧告に係る措置を採らなかったときは、横浜市は貴法人に対し、法第 65 条第 4 項に基づき、勧告に係る措置を採るべきことの命令を発出します。さらに、正当な理由なくこの命令に従わないときは、法第 67 条第 1 項第 3 号に基づき、認定を取消します。また、本件勧告及び貴法人からの報告の内容は、法第 65 条第 3 項に基づき市民に対し公表します。

1 法第 45 条第 1 項第 3 号（経理の基準）関係

総勘定元帳等の会計簿については、資産の減少に関し記録がない、また帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な状況を改善し、経理担当職員による不正行為が原因とされる資産の減少も含め、法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、真実な内容を明瞭に記録したものとすること。

2 法第 45 条第 1 項第 7 号（法令違反に関する基準）関係

法第 27 条の規定に基づき、法人の計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

3 法第 18 条（監事の職務）関係

監事においては、法第 18 条に定める職務を遵守すること。

なお、長期間にわたる職員の不正行為が発生し、平成 25 年度の決算手続においても発見されず、認定基準の適合にも係る不適正な状況が生じたことについては、法人の組織の運営、経理の執行体制に原因があったと認められます。こうした不正行為が二度と発生しないよう、理事・監事の責任を明確にし、意思決定や経理に係る規程の整備、相互牽制ができる業務体制の整備等の業務改善計画を立て、執行体制の改善を確実に実行してください。

また、今回消失した資産はほとんどが市民の寄附であることから、回収に最大限努めることを強く求めます。

（改善措置の報告等）

勧告の指示事項については、平成 27 年 6 月 30 日までに行うこと。その後は、3 か月後（平成 27 年 9 月 30 日）、6 か月後（平成 27 年 12 月 31 日）、1 年後（平成 28 年 6 月 30 日）に、さらに、本認定に係る事業報告書等の提出期限（平成 29 年 6 月 30 日、平成 30 年 6 月 30 日、平成 31 年 6 月 30 日）において、勧告の内容に沿った具体的施策及びその達成状況等を報告すること。

担当：横浜市市民局市民活動支援課

〒231-0062

横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい 21 クリーンセンタービル 7 階

TEL 045-227-7966 FAX 045-223-2032

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号） 抜粋

（監事の職務）

第 18 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（会計の原則）

第 27 条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- (1) 削除
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第 1 項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（認定の基準）

第 45 条 所轄庁は、前条第 1 項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1)～(2) 省略
- (3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ～ロ 省略

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令（※1）で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令（※2）で定める経理が行われていないこと。

特定非営利活動促進法施行規則（内閣府令第 55 号）

※1 （取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第 20 条 法第 45 条第 1 項第 3 号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 53 条（※3）から第 59 条までの規定に準じて行うものとする。

※2 （不適正な経理）

第 21 条 法第 45 条第 1 項第 3 号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）

※3 （青色申告法人の決算）

第53条 法第121条第1項（青色申告）の承認を受けている法人（以下この章において「青色申告法人」という。）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない。

(4)～(6) 省略

(7) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(8)～(9) 省略

2 省略

（報告及び検査）

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～7 省略

（勧告、命令等）

第65条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第67条第2項各号（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 省略

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

（認定又は仮認定の取消し）

第67条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消さなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 正当な理由がなく、第65条第4項又は前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(4) 省略

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2)～(3) 省略

3～4 省略